

電力自由化について（第二弾）

①新電力に契約変更を予定されている方は管理会社に事前にメールにてご連絡下さい。新電力をかたった悪質業者が問題となっておりますので、ご協力をお願いします。

②新電力は、東京電力と違って、退去当日に解約連絡しても手続きが間に合わないケースもあることがわかりました。

電力の解約については、電力各社が重要事項説明書に記載しているということなので、必ず契約終了日および退去の時点で、貸室の個別メーターに紐ついている新電力との契約の解約手続きを完了することが、新電力と賃借人が契約する場合に必ず遵守していただくこととなります。

※退去立ち会い時に電力会社を解約したことを示す信憑書類をご提出頂きます。

②新電力との契約が自由であっても、貸主や管理会社に迷惑をかけて構わないということではないので、新電力との契約は「自己責任」をお願いします。

新電力については、自由化して間もないこともあり、情報が錯綜しております。賃借人が新電力に契約することで生じた一切のトラブル等については、新電力をご契約する賃借人様の責任で対応をお願いいたします。

現在、貸主側でも、情報を整理している段階であり、共用部の電気料金削減ができ、尚且つ安全な貸主・借主共にメリットのある電力会社のサービス、契約プランへの変更を検討しております。

今後、貸主として具体的な方向性が決まりましたら改めてご案内します。